

第447回小野市議会臨時会提出議案の概要について

議案第23号	専決処分の承認を求めることについて（小野市税条例の一部を改正する条例の制定について）
<p>地方税法等の一部改正（R6.3.30 公布）に伴い、定額減税をはじめとした税制改正への対応等について、令和6年3月31日付で専決処分により小野市税条例の一部を改正したことから、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるもの。[令和6年4月1日施行]</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害時等の被害が明らかな場合に職権による減免を可能とする規定の追加 <p><個人市民税></p> <ul style="list-style-type: none">・令和6年度及び令和7年度分の個人市民税の特別税額控除（定額減税）に係る規定を新設。<ul style="list-style-type: none">※定額減税：納税者本人、配偶者、扶養家族について1人当たり住民税1万円（所得税は3万円）を減額するもの。 <p><固定資産税></p> <ul style="list-style-type: none">・固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置について令和8年度まで延長。・再生可能エネルギー発電施設（バイオマス発電設備）に係る償却資産の減額措置の拡充。	

議案第 2 4 号	専決処分の承認を求めることについて（小野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
------------------	---

地方税法施行令の一部改正（R6. 3. 30 公布）に伴い、国民健康保険税課税限度額の引き上げ（2 万円）及び低所得者世帯に対する軽減措置を行うための所得判定基準の引き上げへの対応について、令和 6 年 3 月 3 1 日付で専決処分により小野市国民健康保険税条例の一部を改正したことから、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を求めるもの。 [令和 6 年 4 月 1 日施行]

《課税限度額》 (年額)

	基礎課税分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計額
改定後	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円
改定前	65 万円	22 万円	17 万円	104 万円
増減	—	+2 万円	—	+2 万円

《軽減判定基準額》 (年額)

	5 割軽減	2 割軽減
改定後	43 万円 +29.5 万円×被保険者数	43 万円 +54.5 万円×被保険者数
改定前	43 万円 +29 万円×被保険者数	43 万円 +53.5 万円×被保険者数

※所得割の税率、均等割及び平等割の税額は改定なし。

議案第 2 5 号	令和 6 年度小野市一般会計補正予算（第 1 号）
------------------	----------------------------------

令和 6 年度予算について補正しようとするもの。

補 正 額 △ 1 0 9, 0 0 0 千円 減額

補正後総額 2 3, 1 5 1, 0 0 0 千円

(債務負担行為 1 2 9, 0 0 0 千円 追加)

【補正内容】

带状疱疹予防接種費用助成経費の追加 2 0, 0 0 0 千円

道路整備事業に係る事業費の減額 △ 1 2 9, 0 0 0 千円

※道路整備事業の減額相当分については、債務負担行為を増額するもの

議案第 2 6 号	小野市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
------------------	--

租税措置法の一部改正による条ずれを整理しようとするもの。

[施行日：令和 6 年 6 月 1 日]